

(3) 公共機関に勤めている方

証明印は、市長等の公印または所属長など人事経歴を証明できる権限を持っている方の役職印を押印してください。(私印は不可)

(4) 受験申込者自身が代表者(経営者)である場合

- ①原則は、(1)と(2)のとおりです。
- ②証明者欄は、代表者名(受験申込者名)を記入し、証明者との関係欄は、「本人」と記入してください。
- ③受験申込者自身が代表者[経営者]であることの証として、名称及び代表者の氏名等が確認できる「**建設業許可通知書**」のコピーを添付書類として付け加えてください。なお、建設業の許可を受けていない場合には、代わりとして「**工事請負契約書**」(代表者の氏名及び工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください(最近に請け負った工事1件のもの)。

※上記③の添付書類を提出する場合であっても、**B**票の作成は必要です。

5. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部) 在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

6. 日本国外における実務経験について

建築施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験は、これまで日本国内で実施された建築工事を対象としておりましたが、日本国外で実施された建築工事の実務経験につきましても、認められることとなりました。

日本国外で実施された建築工事の実務経験については、受験申込を行う前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受けることで受検資格を満たすものとすることができます。

【注意点】

- ①日本国内の実務経験だけで受検資格を満たせる方は、この認定手続きは不要です。
- ②申請内容にもよりますが、審査には相当期間を要する場合がありますので、余裕を持って手続きしてください。
- ③審査の結果、受検資格が認められないことがあります。

■必要書類・申請様式などは国土交通省ホームページを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

■認定を受けるための手続き方法など詳細については、

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

までお問い合わせください。